

・中央教育審議会「審議のまとめ」へのコメント

一戸 義規 2024年6月4日

(子どもと教育の未来を考える県民の会・事務局)

1 はじめに

公立学校の教員の長時間労働の問題などを議論してきた文科省の諮問機関・中央教育審議会(中教審)の特別分科会「質の高い教師の確保部会」が、審議のまとめ(素案・以下「まとめ」)を出しました。

本日、青森県教組と高教組から、この件に関する「意見書」が出されました。また、「教員不足」が昨年の1.7倍(186人・4月1日現在)とさらに進んでいることが明らかになっています。このことと合わせて、現時点で事務局からコメントを述べます。両教組からの意見書と重なる部分があることをご了承ください。

2「反省」のかけらもない

中教審は、まとめの冒頭部分では、「ピサ(PISA)の学力調査」の結果などを引用しながら、「日本の学校教育は世界から高い評価を受けている…」としています。これは「間違い」というよりは、意図的な「嘘」というべきです。

確かにピサの学力調査の結果は上位(一桁)にいますが、同じ調査の中で日本の子ども達の「学習意欲」は下位を低迷しています。「詰め込み授業」と「過大な宿題」、そして「塾通い」の中で、日本の子どもたちは「自分で学ぶ権利」はもちろん「あそぶ権利」=「子どもらしい少年期を送り、成長する権利」を奪われ続けてきました。このことがいじめ、不登校、ひきこもり、自殺の増加などの深刻な事態を引き起こしているのです。

国連の「子ども権利委員会」は、これまで数回に渡って「日本の子ども達は、異常な競争に曝されて心身に大きな影響を受けている。一刻も早い改善が必要…」という趣旨の勧告をしてきました。

しかし、日本の政府・文科省は、この勧告を正面から受け止めることなく「ごまかしの対策」で回答し続け、「全国学テ」などを学校に押しつけてきました。その結果が、今回の「まとめ」にあるような、子どもたちの「いじめ」「長期欠席」「教員の精神疾患」…そして「慢性的教員不足」などの多くの困難をつくり出してきたのです。これらの困難をつくり出してきたのは、文科省・中教審なのです。しかし残念ながら、「まとめ」の中にはこのことへの責任と反省が一言もありません。むしろこれを繕うかのように、「個別最適な学び」「主体的・対話的学び」「深い学び」「協同的学び」などという用語を入れていきます。

この70年間、彼らが一貫してやってきたことは、① 子どもの教育に直接に携わってきた教職員の声を聴かなかったこと。② 自らは反省せず、責任を「時代の変化」「保護者」「教員の資質」としてきたこと。③「改革」と名付けて学校に押しつけることを繰り返してきたことです。

その押しつけの破綻した例が、教員不足の大きな要因となった「教員免許更新制」です。それでも反省せずに、今回は「詰め込みの学習指導要領」を放置したままで、「質の高い教師の確保…」と謳っています。

3「先行き不透明な時代？」

「まとめ」は、現代社会の特徴を、「社会が劇的に変わる」「先行き不透明で予測困難」や「変動制、不確実性、複雑性、曖昧性」をしています。

このことで、子どもたちは「今、学んでいることが将来役立つかわからない……。あなたが大人になった時はどんな時代かわからないので……。とりあえず、今は先生のいうことを素直に聞いて一生懸命努力しなさい……」という「脅迫に近い励ましの言葉」を聞き続けることになります。学習意欲が湧くわけがありません。「どんな困難な時代や環境にも、あなたは適応しなさい。……」というメッセージが、多くの子ども・若者を苦しめています。今回の中教審のまとめは、「子どもと学校から、夢と可能性を奪うもの」といえます。

4 学校に「ゆとりと安心」を取り戻す

「30年戦争」と言われたアジアへの侵略戦争では、「八紘一宇」「大東亜共栄」などが学校に持ち込まれ、最後には「学童疎開」まで行って「敗戦」となりました。この反省の元に1947年教育基本法がつくられました。しかし、5年後の1952年に「中央教育審議会」が発足し、新たな教育の国家統制が始まりました。1984年には首相直属の「臨時教育審議会(臨教審)」も登場し、「教育改革」を謳いながら、「教育困難」を学校に持ち込んできました。

2006年9月2日、八戸プラザ・ホテルで、内閣府と文科省が、全国で行っていた「小泉教育改革タウンミーティング」で「教育基本法はもう古い……」という「やらせ発言」が行われ、このやらせが全国で行われていたことが発覚しました。「泥まみれの茶番」と批判される中、安部晋三氏は内閣官房長官から首相に昇格し、12月16日の延長国会で、「教育基本法の改悪」を強行しました。(※私は当時、青森県教組の執行委員長をしていて、全国にこの「やらせミーティング」を告発していました。)

その年明けから、「アベジュケーション」と名付けて、「教員免許法」などの様々な教育関連法が改悪・新制してきました。その結果、現在の上記のような子どもと教育の様々な困難が作り出されてきたのです。

彼らは、常に子ども、学校の困難の原因を「子ども・保護者と教職員の責任」とし続けてきました。今回のまとめ(素案)も同じ姿勢のようです。「質の高い教師……」という表現がそのことをものがたっています。教師の「質」とは何でしょうか……。あえて言うなら「子どもにより添い続け、子どもの本音から逃げずに、子どもを励まし続ける教師・教師集団の力量」でしょう。しかし、慢性的な教員不足の中で、教職経験のない人が学校に配属され、学校の新たな困難も報告されています。

昨年宮下県知事が行った教育改革県民アンケートには切実な教職員と保護者の声が寄せられています。さらに今年度は「子どものアンケート」も行うようです。多くの県民が声を寄せ合い、「ゆとりと安心」を学校に取り戻し、子どもと教師を学校に呼び戻す取り組みが必要です。

(連絡先) 青森市橋本一丁目2-25

青森県教育会館5階 青森県教職員組合 017-734-7279

(一戸携帯 080-2809-2778)